

令和7年3月21日

治験依頼者 各位

治験関係書類に係る保管料について

令和7年4月1日分より、下記のとおり治験終了後の治験関係書類に係る保管料について、保管料を請求させていただくこととなりました。

ご理解、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 保管料

「保管ファイル冊数（ドッチファイル5cm換算）÷7」×治験依頼者の求める
治験終了後保管年数×4,000円（税抜）

「 」内の小数点以下は切り上げとする。

2. 請求時期

終了時に一括請求とする